



第3期津久見市

子ども・子育て

支援事業計画

【概要版】

1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ・計画の性格	1
(3) 計画期間	2
2 津久見市の子育てを取り巻く状況	
(1) 総人口の推移	2
(2) 児童人口推計	2
(3) 教育・保育の利用状況	3
3 計画の基本的な考え方	
(1) 津久見市のめざす姿	4
(2) 基本目標	4
(3) 施策の方向性	4
(4) 施策体系	5
4 子ども・子育て支援事業計画	
(1) 教育・保育の提供区域の設定	6
(2) 教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期	6
(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期	7



令和7年3月
津久見市

1 計画の策定にあたって

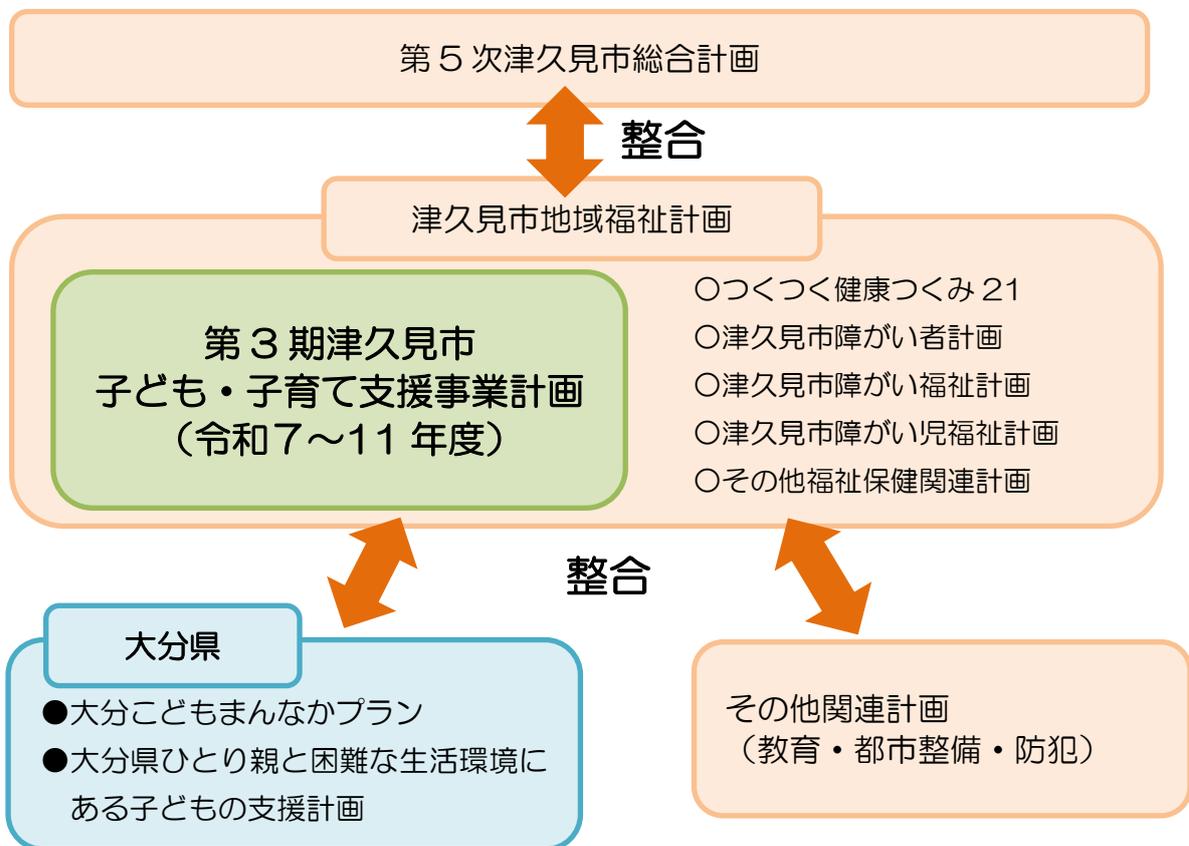
(1) 計画策定の背景と趣旨

<前回計画策定の経緯>

本市においては、子育て支援に関するニーズを把握するため、「子ども・子育て支援事業についての実態調査」を実施し、本市の現状を再度、分析・整理したうえで、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）」を策定しました。

第2期計画期間が2024年度（令和6年度）で満了を迎えることから、国の動向や津久見市の実情を踏まえた新たな「**第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画**」（以下、本計画）を策定します。

(2) 計画の位置づけ・計画の性格



本計画は…

- 子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

を内包し、教育・保育、地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

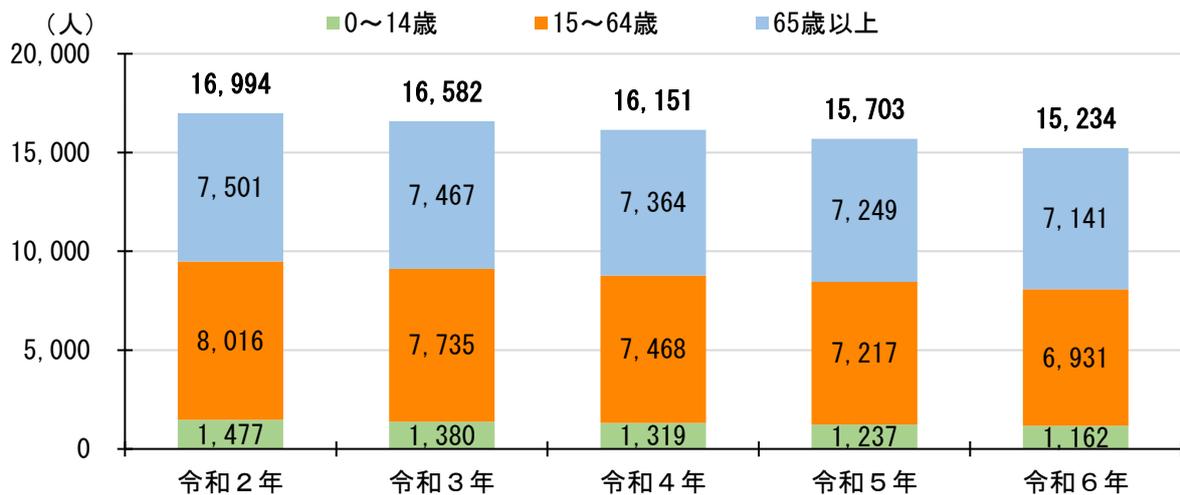
なお、計画期間中であっても法制度の変更や社会状況の変化等により見直しの必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行うこととします。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期津久見市子ども・子育て支援事業計画									
					第3期津久見市子ども・子育て支援事業計画				
							中間見直し		計画見直し

2 津久見市の子育てを取り巻く状況

(1) 総人口の推移

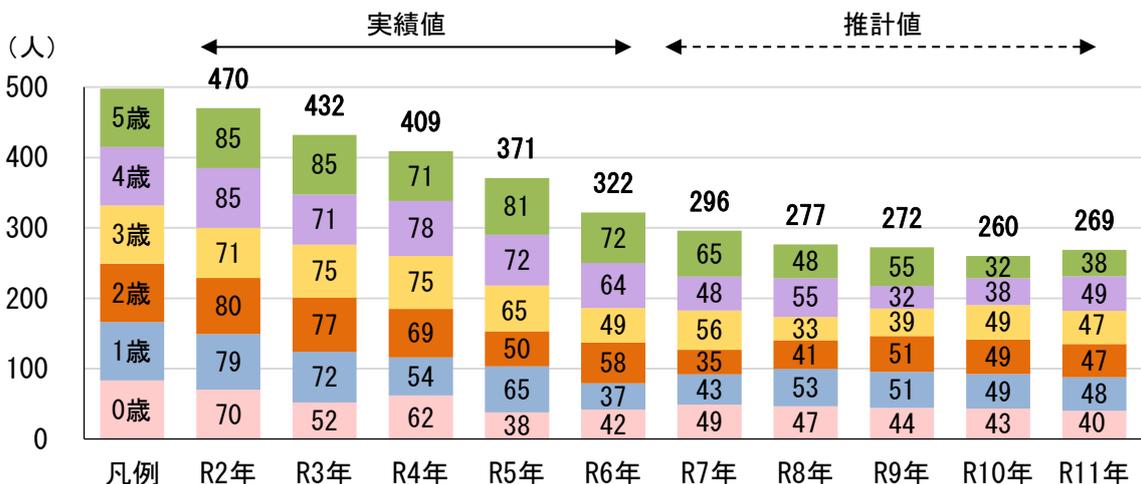
本市の人口は、令和2年の16,994人から年々減少し、令和6年には15,234人と、1,760人減少しています。



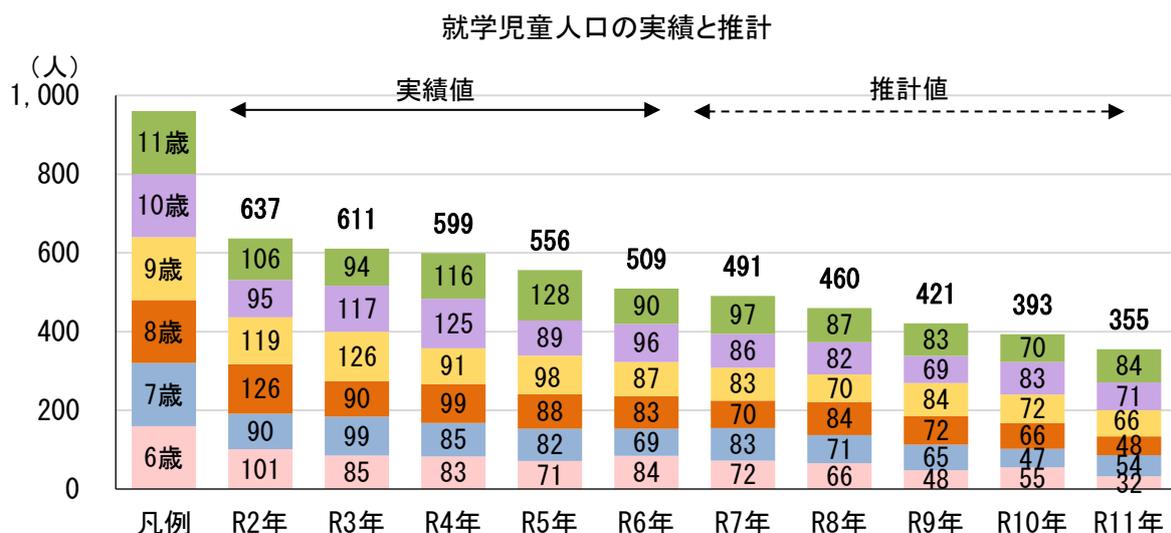
(2) 児童人口推計

本市の就学前児童人口は、令和6年では322人となっています。今後、出生数の減少とともに減少傾向で推移することが予想され、計画最終年の令和11年には269人になると予想されます。

就学前児童人口の実績と推計



本市の就学児童人口は、令和6年では509人となっています。今後は減少傾向で推移することが予想され、計画最終年の令和11年には355人になると予想されます。



(3) 教育・保育の利用状況

保育園	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	総数(人)	102	95	94	0	0
	0歳児(人)	4	4	4	0	0
	1歳児(人)	16	15	14	0	0
	2歳児(人)	20	16	17	0	0
	3歳児(人)	20	21	21	0	0
	4歳児(人)	28	19	20	0	0
	5歳児(人)	14	20	18	0	0
	施設数(か所)	3	3	4	0	0
	定員(人)	126	126	126	0	0
幼稚園	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	総数(人)	10	4	0	0	0
	3歳児(人)	0	1	0	0	0
	4歳児(人)	3	0	0	0	0
	5歳児(人)	7	3	0	0	0
	施設数(か所)	1	1	0	0	0
	定員(人)	15	15	0	0	0
認定こども園	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	総数(人)	234	234	219	317	282
	0歳児(人)	6	5	4	3	9
	1歳児(人)	31	23	18	58	29
	2歳児(人)	25	41	31	35	56
	3歳児(人)	50	54	55	66	48
	4歳児(人)	59	52	60	73	66
	5歳児(人)	63	59	51	82	74
	施設数(か所)	7	7	6	5	5
	定員(人)	285	275	275	355	335

※各年4月1日現在

3 計画の基本的な考え方

(1) 津久見市のめざす姿

安心して子どもを育てることができ、地域全体で子育てを支える環境のもと、子どもたちが健やかに成長することを願い、

「かがやけ未来へ みんなで育てる つくみっ子」

とします。

(2) 基本目標

「子どもの視点」を大切に
し、すべての子どもがイキ
イキ生活できるまちづくり

全てのこどもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保証されるよう、こどもの視点に立ち、全ての子どもがイキイキと暮らせるまちづくりに努めます。

安心して子どもを
育てやすいまちづくり

心身ともにゆとりを持って子育てができるように、妊娠、出産から子育てまで支援の充実を図り、安心して子どもを育てやすいまちづくりに努めます。

みんなで子育てを支え、
親子が夢や自信を持て
るまちづくり

こども一人ひとりが大切な津久見市民であるという認識のもとに、地域全体が一体となった子育て環境づくりを進めながら、親子が将来への夢や自信を持てるまちづくりに努めます。

(3) 施策の方向性

① ライフステージ別の重要施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえた子育て施策を展開します。

② ライフステージを通じた重要施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こどもの支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通じた縦断的な施策により、切れ目のない子育て施策を展開します。

③ 子育て当事者への支援に関する重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える子育て施策を展開します。

(4) 施策体系

方向性	基本施策	施策の展開
ライフステージ別の重要施策	(1) 妊娠・出産期から幼児期	①妊娠期からの切れ目ない支援
		②母子の健康の確保
		③保育サービスの充実
		④小児保健医療の充実
		⑤乳幼児教育の充実
	(2) 学童期・思春期	①こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		②就学児童の居場所づくり
		③思春期保健対策の充実
④次代の親づくりと若い世代への支援		
ライフステージを通じた重要施策	(1) こどもが権利の主体であること社会全体での共有等	①「こどもまんなか社会」の実現
		②こどもへのサポート活動
	(2) こどもの貧困対策	①悩みや困りごとを抱えたこどもや家庭への支援
		②生活困窮世帯への支援
	(3) こどもの健やかな成長に向けた支援	①市民による子育て支援の充実
		②子育て支援に関する行政サービスの充実
		③情報の発信・公開等の取組
	(4) 家庭・地域教育、食育の推進	①家庭や地域の教育力の向上
		②「食育」の推進
	(5) 障がい児支援	①受け入れ・支援体制とサービスの充実
		②経済的負担の軽減
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	①児童虐待防止対策の充実
		②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	(7) 犯罪などからこどもを守る取組及びこどもの自殺対策	①こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
②こどもの自殺対策への取り組み		
子育て当事者への支援に関する重要施策	(1) 子育て世帯への経済的支援	①妊娠・出産から幼児期
		②学童期・思春期
		③その他
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	①子育て世帯に優しい住環境の整備
		②環境美化の推進
		③こどもの交通安全を確保するための活動の推進
	(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	①「仕事と子育ての両立」の推進についての普及啓発
		②女性の就労促進
(4) ひとり親家庭への支援	①経済的支援	
	②ひとり親家庭等の自立支援の推進	

4 子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育の提供区域の設定

複数の区域を設定した場合…

- ◆自宅のある地域と利用する施設が一致しない場合が予想される。
- ◆保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・市すべてに負担が発生する。

教育・保育の提供区域については、**津久見市内全域を1つの区域**として設定します。

また、自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。

なお、本市では「量の見込み」を「**利用人数見込み**」または「**対象人数見込み**」と表記します。

(2) 教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期

教育・保育の提供体制

1号認定（教育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	42	34	32	30	34
②確保方策（定員数）【人】	120	120	120	120	120

2号認定（保育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	127	102	95	89	101
②確保方策（定員数）【人】	175	175	175	175	175

3号認定（0歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	12	12	11	11	10
②確保方策（定員数）【人】	31	31	31	31	31

3号認定（1・2歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	73	88	95	92	89
1歳児【人】	39	48	46	44	43
2歳児【人】	34	40	49	48	46
②確保方策（定員数）【人】	100	100	100	100	100

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3～5歳児 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】3～5歳児 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】0～2歳児 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)



(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業の提供体制（一部抜粋）

延長保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	54	51	50	48	50
②確保方策【人】	54	51	50	48	50
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人】	188	180	158	146	125
低学年【人】	131	128	107	97	78
高学年【人】	57	51	51	48	48
②定員数【人】	256	256	256	256	256
子育て短期支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人日】	34	32	32	30	31
②確保方策【人日】	34	32	32	30	31
地域子育て支援拠点事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人日】	686	827	898	862	836
②確保方策【人日】	686	827	898	862	836
一時預かり事業（在園児対応型）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人日】	4,014	3,230	2,993	2,826	3,183
②確保方策【人日】	4,014	3,230	2,993	2,826	3,183
一時預かり事業（在園児対応型以外）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人日】	237	221	218	208	215
②確保方策【人日】	237	221	218	208	215
病児・病後児保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①利用人数見込み【人日】	3	3	3	3	3
②確保方策【人日】	18	18	18	18	18
妊婦健康診査事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①対象人数見込み【人回】	551	526	501	488	451
②確保方策【人回】	551	526	501	488	451

乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。本事業は令和8年度から全自治体で実施されるため、本市も令和8年度から実施します。

お問い合わせ

津久見市 社会福祉課 子育て支援班
〒879-2435 大分県津久見市宮本町 20 番 15 号
TEL：0972-82-9519